令和６年度

社会教育センター年報

第 40 号

東大阪市立社会教育センター

は　じ　め　に

世界情勢が増々不安定となる中、ウクライナ、ロシアによる紛争が長期化し、新たに関税問題で日本も直接影響が出ています。我々の生活にも大きな影響をもたらし、食料品やエネルギー等、様々なものが次々と値上がりし続けています。

また、少子高齢化が進み、医療費、福祉事業費の増大による若手世代への負担が大きくなってきており 30 年、50 年後どういった未来になっているのか、不安と希望が入り混じる時代でもあります。

そのような中で、人と人との交流は重要であり、コミュニティの場、学びの場、仲間づくりの場として公民館の果たす役割はますます大きくなっていきます。東大阪市には、社会教育センター、公民分館 30 館、公民分館分室 5 室があり、学習需要に応える施設、また地域社会の形成や地域文化の振興に寄与するべき施設として、その役割を担ってきました。

その一方で、各公民分館、公民分館分室ともに施設の老朽化が進んでいますが、今後も公民分館・分室が使いやすい施設となるよう努めて参りたいと考えます。

これからの施設が、世代間を越えてコミュニケーションや仲間づくりが出来る施設を目指し、生涯学習の推進に努めてまいります。

みなさまには、社会教育センターに対しご理解を賜り、職員一同感謝申し上げるとともに、今後ともご指導、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

東大阪市立社会教育センター

目　　次

令和６年度 事業報告

1．東大阪市民講座……Ｐ１
2．ふれあい勉強会……Ｐ１０
3．人権市民講座……Ｐ１２
4．識字学級……Ｐ１３
5．社会教育関係団体に関する事業……Ｐ１４
6．東大阪市民文化芸術祭……Ｐ１８
7．野外活動センター事業……Ｐ１９
8．花園地域生涯学習ルーム　……Ｐ２１
9．生涯学習の場の提供事業 ……Ｐ２３
10．公民館関係事業……Ｐ２８
11．市民講座講師登録制度……Ｐ３２

参考資料

(1)．東大阪市立社会教育センター条例……Ｐ１
(2)．東大阪市立社会教育センター条例施行規則……Ｐ４
(3)．東大阪市立公民館運営審議会条例……Ｐ７
(4)．東大阪市立野外活動センター条例……Ｐ９
(5)．東大阪市立野外活動センター条例施行規則……Ｐ１３
(6)．東大阪市立地域生涯学習ルーム条例……Ｐ１６
(7)．東大阪市立地域生涯学習ルーム条例施行規則……Ｐ１９
(8)．東大阪市民講座講師登録制度実施要綱……Ｐ２２
(9)．社会教育法(抜粋)……Ｐ２５

令和６年度事業報告

【1】東 大 阪 市 民 講 座

1. 概要

市民講座は、社会教育センター及び各公民分館が住民の方々に学習の機会を提供するため、毎年度開催している事業です。社会教育センターでは中央館として、市民ニーズに幅広く応えうるよう内容を検討し、より一層多様な生涯学習事業に取り組んでいます。

令和６年度では、普段の運動不足解消に役立ち、健康なからだづくりを目指し「コアリラックス～ストレッチポールを使って～」、「気功で心とからだを元気にしよう！」や「メンズヨガ！（男性限定）」講座等の開催。夏期講座では親子で参加していただける「マジック教室」や平和学習として終戦記念日に合わせて「学ぶべき大阪大空襲について」を開催。文化講座では「筆ペン講座」「ハングル講座」や歴史ある史跡等を訪ね歩く「歴史探訪講座」を開催。

また、リニューアルした野外活動センターで学ぶ「アウトドアクッキングと郷土の歴史」では大阪平野を一望できる展望エリアより東大阪市の歴史の成り立ちを学び、アウトドアクッキングでは火おこし体験などし、楽しんでいただきました。

今後も人気講座の運動系も引き続き開催しつつ、文科系にも力を入れ老若男女問わず、たくさんの方々にご参加いただける講座を企画して参ります。

2 月には、恒例の東大阪市連携６大学公開講座を本市内にある 4 大学と近隣市にある 2 大学との協力のもと、若江岩田駅前希来里「イコーラム」にて開催しました。

今年度より、６大学公開講座のテーマを「知るたのしさ　学ぶよろこび」と定め、各大学の得意分野を生かした様々な講座を行っていただきました。多くの方に参加して頂き、６大学公開講座を知っていただく機会を作ることが出来ました。

まちのすぐれもの（市民講座講師登録制度）を大いに活用し、今後も幅広い分野から、普段なかなか触れることのない文化を身近に感じて頂けるいいきっかけになれればと考えております。

今後も、社会教育センター及び公民分館、公民分館分室では、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という公民館機能を最大限に発揮し、生涯学習拠点、きっかけづくりの場として魅力のある「市民講座」の開設に取り組んでいきたいと考えています。

2. 講 座

(1) 社会教育センター市民講座（６月～１０月講座）

講座名	回数	開催時期	講　座　内　容	募集人数	応募者人　数	受講者延　数	開催場所
楽しく踊ろう♫ ベリーダンス （入門）	4	6/5･12･19･26 （毎週水曜日）	ベリーダンスはお腹や骨盤周りを動かすので、代謝アップ＆運動不足解消にオススメです！ ヒップスカーフして踊ると、心も体もリフレッシュ！もちろん、おなかを出さなくて大丈夫！準備体操してから、ゆっくり動いていきます。 非日常を一緒に楽しみましょう！	15	32	49	社会教育センター
メンズヨガ！ （男性限定）	4	6/6･13･20･27 （毎週木曜日）	膝が曲がっていても、肘が伸びなくてもOK!日常生活にはない動きやポーズをすることで、普段使わない筋肉を動かし、脳を活性化します。そうすることで、身体がほぐれ、表情が豊かになり、心がリフレッシュされます。呼吸と動きを連動させて自律神経も整えていきましょう！	10	10	32	
コアリラックス ～ストレッチポールを使って～	4	7/4･11･25 8/1 （毎回木曜日）	ストレッチポールを使用し、首、肩、肩甲骨まわり、股関節まわりをほぐしていきます。身体の歪みを正し、身体のこりやはりを和らげ、関節を本来あるべき状態に戻すプログラムです！	15	34	53	
ハッピー！ ハワイアン・フラ	4	7/10･17･24･31 （毎週水曜日）	フラダンスは全身の筋肉を使って、体幹を鍛える踊りです。基本のステップから始めて、ゆったり癒しの音楽にのって踊ってみましょう。初心者の方でも大丈夫！朝のひとときをリフレッシュしませんか？	15	17	45	

講座名	回数	開催時期	講　座　内　容	募集人数	応募者人　数	受講者延　数	開催場所
地形変化で読み解く東大阪	3	8/8･22･29 （毎回木曜日）	生駒山系と上町台地に挟まれた河内平野の地形変化から東大阪市とその周辺の歴史などを学びましょう。 （＊応募者多数の為定員を増枠）	15	27	74	社会教育センター
気功で心とからだを元気にしよう！	4	9/5･12･19･26 （毎週木曜日）	中国医学（経穴、経絡）に基づき、病気の原因となる気の流れ、血流を良くし三調(調身・調心・調息)を調え人間が本来持っている自然治癒力を高め、健康になる為の指導や、世界に広まる健身気功の動作方法も指導。「病は気から」と言いますが気持ちの持ち方一つで病状が悪くもなり良くもなる意味がありますが、何事もそうだと思います。「気」で強くなりましょう。	15	33	46	
健康に関するツボ講座	4	9/6･13･20･27 （毎週金曜日）	「ツボとは？」「刺激方法は？」そんな身近な内容から、身体の不調をケアするためのツボや養生法を学びます。健康的に過ごすため、日常に東洋医学を取り入れてみませんか？	15	28	51	
知られざる東大阪市の歴史 ～長髄彦、河内馬飼集団、行基菩薩を語る～	4	10/11･18･25･11/1 （毎週金曜日）	歴史の授業で習ったことや、通説・定説と言われている事柄も、新しい資料が見つかること、新たな視点で見るとあらためて気づかされることがあります。今回は、長髄彦、河内馬飼集団、行基菩薩を取り上げます。第１～３回目は座学、第4回目はフィールドワークで稲倉神社、富雄丸山古墳などを訪ねます。	30	34	110	

講座名	回数	開催時期	講　座　内　容	募集人数	応募者人　数	受講者延　数	開催場所
楽しく踊ろう♫ ベリーダンス （入門）２	4	10/9･16･23･30 （毎週水曜日）	ベリーダンスはお腹や骨盤周りを動かすので、代謝アップ＆運動不足解消にオススメです！ ヒップスカーフして踊ると、心も体もリフレッシュ！もちろん、おなかを出さなくて大丈夫！準備体操してから、ゆっくり動いていきます。 非日常を一緒に楽しみましょう！	15	29	49	社会教育センター
			計	145	244	509	

(2)　社会教育センター市民講座（夏期講座）

講座名	回数	開催時期	講　座　内　容	募集人数	応募者人　数	受講者延　数	開催場所
親子で楽しい マジック教室	1	7/28（日曜日） 13：30～15：00	オープニングに”マジックショー”開催！！夢いっぱいのマジックをマスターしてあなたも人気者！トランプは持参してください！（祖父母でも可）	10組 20人	6組 12人	4組 8人	社会教育センター
学ぶべき大阪大空襲について	1	8/15（木曜日） 14：00～15：30	風化していく大阪大空襲について、79年目の終戦の日を迎えて当時を思い出し、改めて戦争の愚かさ・平和の尊さを考えよう。	20	14	14	
			計	40	26	22	

(3)　社会教育センター市民講座（後期講座）

講座名	回数	開催時期	講　座　内　容	募集人数	応募者人　数	受講者延　数	開催場所
野外活動センターで学ぶアウトドアクッキングと郷土の歴史	1	11/9 （土曜日）	大阪平野を一望できる眺望を堪能することができる東大阪市立野外活動センターで郷土の歴史に触れ、アウトドアクッキングを体験してみましょう。	17	18	18	社会教育センター
バルーンアート教室	4	11/6･13･20･26 （毎週水曜日）	子どもから大人まで大人気のバルーン！各種イベントでも大好評なバルーン！基礎から「サンタクロース」まで練習します。	15	4	中止	
基礎から学ぶ筆ペン講座	4	11/18･25 12/2･9 （毎週月曜日）	筆ペンで手軽に気軽に書をはじめませんか？趣味を持つことは体の健康を保つことを助ける作用があるそうです。何をしたら良いかわからない人、とりあえず筆をもって字を書くことをはじめてみましょう！	20	26	56	

講座名	回数	開催時期	講　座　内　容	募集人数	応募者人　数	受講者延　数	開催場所
かんたんエアロビクス	4	11/22(金)28(木) 12/5(木)12(木)	脂肪を燃焼するための簡単なエクササイズ（エアロビクス）と太りにくい身体づくりのための基礎代謝量のアップを目指す筋トレを行います。軽い準備運動から少し汗がにじむ程度のエクササイズです。	25	29	68	社会教育センター
楽しく学ぼうハングル講座 （基礎7回）	7	11/5･12･19･26･ 12/3･10･17 （毎週火曜日）	ハングル文字の基本からハングル一文字の構成と単語や文法の基本や発音練習を学びます。一緒に基礎から楽しく学びましょう！ （＊応募者多数の為定員を増枠）	20	32	159	
元気にコーラス	4	11/5･19･26 12/10 （毎回火曜日）	発声法や活舌練習も学びながら初心者の方も楽しめる合唱講座です。 メロディに言葉を乗せて、声を出して一緒にストレス発散！心躍る感動の4日間にしましょう！	40	47	153	

社会教育センター市民講座（後期講座）1月講座

講座名	回数	開催時期	講　座　内　容	募集人数	応募者人　数	受講者延　数	開催場所
歴史探訪14 ～近世の街並みを探索～	4	1/23･30･ 2/6･13 （毎週木曜日）	【1回目】東大阪の歴史遺産再発見～見たかったあの景色・この景観～暗峠奈良街道・松原宿～ 【説明会・座学】 【2回目】富田林寺内町をめぐる 【3回目】御所の町並み･巨勢の道 【４回目】現代宗教都市･天理･山の辺の道	25	39	85	現地
			計	162	195	539	

（4） 東大阪市連携6大学公開講座（開催場所：男女共同参画センター　イコーラム）

講座名	回数	開催時期	講師	募集人数	応募者人　数	当日受付人数	受講者延　数
A:「人生100年時代」を健康に生きるために	1	2/18（火）	東大阪大学 短期大学部実践食物学科 松田 依果　准教授	240	46	38	76
B:「絵本が育む子どもの心」～絵本いま・むかし　お薦め絵本紹介から読み聞かせまで～	1	2/19（水）	大阪樟蔭女子大学 児童教育学部児童教育学科 来栖 史江　准教授	240	37	25	53
C:パーソナルファブリケーションの現状と可能性	1	2/19（水）	大阪産業大学 デザイン工学部情報システム学科 藤本 雄紀 講師	240	29	19	37
D:ジャズにおける対話と即興	1	2/20（木）	大阪商業大学 公共学部　公共学科 桑島 紳二　特任教授	240	53	26	65
E:健康と医療のウラ話---これからの日本の健康と医療について語りましょう。	1	2/20（木）	近畿大学 法人本部社会連携推進センター 安田 直史　教授	240	56	51	90
F:身の回りの古典文学	1	2/21（金）	大阪経済法科大学 国際学部国際学科 浅見 緑 教授	240	38	22	49
			計	1,440	259	181	370

(5)　公民分館市民講座

No.	公民分館名	講座名	回数	募集人数	受講者延数
1	孔舎衙公民分館（＊）	ふれあい勉強会	3	27	83
2	豊浦公民分館	デザイン切り絵	10	15	128
3	石切公民分館	押し花	4	21	79
4	池島公民分館	歴史講座	4	30	77
5		お話の会	4	30	96
6	盾津鴻池公民分館	手話講座	5	30	123
7	岩田公民分館	囲碁教室	1	35	30
8	荒川公民分館	書道教室	10	12	103
9		荒川日舞教室	10	8	20
10		民踊教室､カラオケ教室	10	12	57
11		詩吟教室	10	12	69
12		歌体操	10	35	206
13	長堂公民分館	落語講座	1	90	90
14	高井田東公民分館（＊）	カーリンコン体験教室	10	18	192
15	太平寺公民分館	太平寺書道愛好会	10	12	88
16	楠根公民分館	書道教室	10	80	675
17	長瀬西公民分館	絵手紙	10	13	130
18	上小阪公民分館	カラオケ講座	5	10	46
19	柏田公民分館	ティッシュカバー	1	20	20
20	弥刀公民分館	クラフトバンド教室	5	15	70
21		レクリエーション等	3	25	61
22	大蓮公民分館	万葉おしばな教室	4	20	80
		計	140	570	2,523

（＊応募者多数の為定員を増枠）

3. まとめ

情報化社会と言われる今日、誰もが「いつでも、どこでも」学べる機会を得られるような取り組みが必要であり、講座開催の中でも参加者同士が交流を深めることが大切です。

市民講座の概要　　（　）内は前年度数

担当館	講座数	受講者延数
社会教育センター	23　(18)	1,440　(716)
公民分館・分室	22　(19)	2,523　(2,165)
合計	45　(37)	3,963　(2,881)

【2】ふれあい勉強会

1. 概要

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、家庭や学校及び地域社会でたくましく生きることは、全ての保護者の願いでもあります。しかし、近年子どもたちを取り巻く社会環境の変化は著しく、日常生活の中での子育てについても、新たな課題が生じてきています。

昭和62年度より、市民講座の一環として「家庭教育学級」を実施してきましたが、地域社会の住人がより多くふれあうことを大切にしたいと考え、また、地域の生涯学習のニーズに応えるため、平成2年度より「ふれあい勉強会」と名付け、今日に至っています。

2. 実施の状況

本年度は、孔舎衙公民分館で開催いたしました。企画計画案をもとに講師を依頼し、テーマ・日時等を決めています。地域への周知の方法としては、講座ごとのチラシを各自治会に回覧しています。

また、講座については講師との連絡を密にし、内容の確認や必要に応じて資料等を準備しています。

3. 令和6年度講座内容

実施場所	講　座　名	日	回数	受講者 延　数
孔舎衙公民分館	健康寿命を考えるフレイルへの取り組み	6月12日	1回	28人
孔舎衙公民分館	旧生駒トンネル及び日下遊園地について	7月17日	1回	31人
孔舎衙公民分館	秀吉の全国統一	8月28日	1回	24人

4. 開催分館

平成 2 年度	・長堂	・小阪	・盾津東	・孔舎衙
平成 3 年度	・長堂	・小阪	・盾津鴻池	・孔舎衙
平成 4 年度	・柏田	・小阪	・英田	・孔舎衙
平成 5 年度	・柏田	・小阪	・玉串	・孔舎衙
平成 6 年度	・柏田	・小阪	・孔舎衙	
平成 7 年度	・柏田	・小阪	・岩田	・孔舎衙
平成 8 年度	・楠根	・小阪	・盾津東	・孔舎衙
平成 9 年度	・楠根	・菱屋西	・孔舎衙	
平成 10 年度	・楠根	・孔舎衙		
平成 11 年度	・長堂	・柏田	・孔舎衙	
平成 12 年度	・長堂	・盾津東	・孔舎衙	
平成 13 年度	・菱屋西	・孔舎衙		
平成 14 年度	・孔舎衙			
平成 15 年度	・長堂	・楠根	・荒川	・孔舎衙
平成 16 年度	・長堂	・孔舎衙		
平成 17 年度 ～ 令和 2 年度	・孔舎衙			
令和 3 年度	－			
令和 4 年度	・孔舎衙			
令和 5 年度	・孔舎衙			
令和 6 年度	・孔舎衙			

5. 今後の課題

少子高齢化社会の中で、地域でのふれあいを大切にし、世代間の連携、交流を深める場にしていき、地域の活性化や街づくりにつながるような講座にしていきたいと思っています。

【3】人 権 市 民 講 座

1. 概要

本講座は、本市総合計画基本構想の理念である「人権尊重に根差した市民都市の創造」の実現を図るため、“平和と人権”を柱に、基本的人権の大切さを浸透させ、あわせて、家庭・学校・地域の一体性の確保を目的としています。

経過として、昭和 60 年度（1985）から長瀬北公民分館で実施し、10 月の“公民館まつり”を主軸にプログラム化し、人権市民講座を開催しています。人権啓発事業の一環として、関係行政部局、学校関係者等により、「人権啓発金岡中学校区運営委員会」を構成して運営に当たっています。

2. 今年度の取り組み

人権啓発金岡中学校区運営委員会と長瀬北公民分館運営委員会が連携を取りながら、講演会等、次のような事業を実施しました。

（1）人権市民講座及び人権教育講座

回	開催日	行事名称	内　容	場所	参加人数
1	中止	公民館まつり	長瀬北公民分館に併設されている長瀬北小学校の体育館の空調機工事の為中止		
2	１１月９日(土)	金中フェスティバル	人権啓発展示、ダンス、太鼓等の舞台発表、模擬店	金岡中学	約 1,000 人
3	３月２２日(土)～ ３月２３日(日)	さくらまつり	人権啓発展示、写真等の展示、沖縄の楽器演奏と歌、サイエンスバブルショー、カーリンコン、人権市民講座、ペンシルバルーンアート、模擬店	長瀬北 公民分館	約 650 人

【４】　識　字　学　級

１．概要

わが国では、学校教育の普及により識字率が大幅に引き上げられました。しかし一方、貧困や差別・戦争などのために文字を学ぶ機会を奪われた人々がおられます。
文字を取り戻し、文字を通じて社会を知り、人生を考え、自分を活かして生きる力を養うため、識字活動が展開されています。

本市では、2つの地域でそれぞれ毎週火曜日及び水曜日に午後7時から、識字学級を開催しています。

２．開催状況

(1)　講師数

	令和5年度	令和6年度
荒　本　識　字　学　級	11人	11人
蛇　草　識　字　学　級	7人	8人

(2)　学級生数

	令和5年度	令和6年度
荒　本　識　字　学　級	9人	10人
蛇　草　識　字　学　級	7人	7人

(3)　延べ出席人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
荒本	25	43	25	5		25	43	25	15	22	22	5	255
蛇草	23	20	22	12		20	23	21	13	24	18	11	207

毎週の学習のほかに、年に1回の研修会・東大阪識字連絡会交流会・識字展・識字デー市民の集い等の行事に参加しています。

【５】社会教育関係団体に関する事業

1. 概要

東大阪市文化連盟をはじめ、社会教育関係団体の助成を行っています。

2. 東大阪市文化連盟

文化連盟は、市内の文化活動の中心となり、加盟 26 団体がそれぞれの文化活動を通じて、市民文化の発展と振興に寄与し、積極的に文化事業を推進しています。

［1］　令和 6 年度東大阪市民文化祭の開催

文化連盟加盟団体の主催による第 58 回東大阪市民文化祭は、6 月の「東大阪市民文化祭粋扇流練成発表大会」から始まり、11 月の「大正琴演奏会」まで市内各所で繰り広げられました。（開催日程は次頁のとおり）

［2］　令和 6 年度東大阪市文化連盟功労者表彰式典

と　き　　令和 6 年 11 月 3 日（日・祝）　午前 10 時～
ところ　　東大阪市立社会教育センター
式　典　　東大阪市文化連盟功労者 17 名

［3］　第 42 回東大阪市文化連盟文化のつどい

と　き　　令和 6 年 8 月 3 日（土）～4 日（日）
ところ　　東大阪市文化創造館
来館者数　2,513 人

［4］　研修

と　き　　令和 6 年 11 月 12 日（火）
ところ　　滋賀方面（35 人参加）

［5］　各種委員会・審議会への参加

社会教育委員の会議	公民館運営審議会
図書館協議会	体育館運営審議会
社会福祉協議会	東大阪市文化芸術審議会

令和 6 年度 第 58 回東大阪市民文化祭 開催日程表

種目	日程	開催時間	開催場所
東大阪市民文化祭 粋扇流錬成発表大会	6/2(日)	10:00～16:30	布施駅前リージョンセンター （夢広場 5 階）
第 5 7 回　秋季公募美術展	9 月 19 日（木）～ 23 日（月）	10:00～17:00（最終日は 16:00 まで）	東大阪市民美術センター
第 57 回秋季吟詠大会	9 月 28 日（土）	10:00～16:00	東大阪市文化創造館 多目的室
東大阪市合唱連盟 「第 58 回　合唱祭」	9 月 29 日（日）	12：30～ 16：00 （開場 12：00）	東大阪市文化創造館 ジャトーハーモニー 小ホール
第 51 回東大阪市民川柳大会	9 月 29 日（日）	9：00～17：00	東大阪市立社会教育センター 視聴覚室
第 58 回　東大阪市民文化祭 茶花道大会	10 月 5 日（土）～ 6 日（日）	10：00～17：00	東大阪市民美術センター
第 65 回　自然の美　水石展	10 月 12 日（土）～ 13 日（日）	12：00～17：00	東大阪市多目的センター 大会議室 1
第 58 回 東大阪民謡連合会文化祭	10 月 13（日）	10：00～17：00	東大阪市立男女共同参画センター イコーラム
第 58 回 東大阪市民文化祭参加 書道展	10 月 18 日（金）～ 20 日（日）	10：00 ～ 17：00（最終日は 15：00 まで）	東大阪市民美術センター
「彩」絵手紙展	10 月 26 日（土）～ 27 日（日）	26 日　11：00～16：00 27 日　10：00～16：00	東大阪市文化創造館 2F エレベーター前ホール
東大阪市民俳句大会	10 月 27 日（日）	9：00～ 17：00	東大阪市立社会教育センター 視聴覚室
第 58 回 東大阪市民文化祭参加 民踊・新舞踊大会	11 月 9 日（土）	12：00～17：00 （開場 11：30）	東大阪市文化創造館 ジャトーハーモニー 小ホール
第 58 回　東大阪市民文化祭 工芸展	11 月 15 日（金） ～16 日（土）	9：00 ～17：00	東大阪市立社会教育センター 2 階　研修室
第 22 回　吟詠歌謡を楽しむ 大会	11 月 17 日（日）	12：00～ 16：00	布施駅前リージョンセンター （夢広場 5 階）
東大阪三曲定期演奏会	11 月 17 日（日）	12：00～ 16：00	大阪府立中央図書館 ライティホール
大正琴演奏会	11 月 17 日（日）	13：00～ 16：00	東大阪市文化創造館 ジャトーハーモニー 小ホール

東大阪市文化連盟(26 団体)

団体名	活動種目
東大阪三曲協会	三曲
東大阪工芸協会	美術工芸
東大阪市美術協会	美術
東大阪市書道協会	書道
東大阪市民俳句会	俳句
東大阪市詩吟連盟	詩吟
東大阪市民舞協会	民踊
東大阪市合唱連盟	合唱
日本民謡東大阪連合会	民謡
石燕同好会	愛石
東大阪社交舞踏連盟	社交ダンス
川柳東大阪	川柳
東大阪市茶花道協会	茶花道
東大阪市大正琴協会	大正琴
東大阪市詩舞連合会	詩舞
もんじ文化愛好会	もんじ
東大阪市吟詠歌謡連盟	吟詠歌謡
東大阪市フラ協会	フラダンス
東大阪市吹奏楽連盟	吹奏楽
東大阪市折り鶴の会	折り紙
東大阪市絵手紙彩	絵手紙
東大阪日本舞踊を楽しむ会	日本舞踊
東大阪市日本舞踊協会	日本舞踊
東大阪市クラシックバレエ協会	クラシックバレエ
東大阪吟詠家協会	詩吟
東大阪相撲甚句会	相撲甚句

3. 東大阪市地域婦人団体協議会

「東大阪市地域婦人団体協議会」は、「地域婦人会」の連絡調整並びに自主活動を促すと共に、婦人の地位向上を図り、地域社会の建設に資する目的で発足され、その活動を支援するため、東大阪市が活動補助金を支出している社会教育団体です。

昭和 42 年 2 月 1 日、布施、河内、枚岡の 3 市が合併して東大阪市が誕生した後、それぞれ三市で活動していた「地域婦人会」が集まり、「東大阪市地域婦人団体協議会」を発足させたものです。

「地域婦人会」は、年齢、職業、思想、政治的信条等を異にしながらも、「同一の地域の主婦である」ということを唯一の共通項として結ばれていた婦人団体で、住民と行政をつなぐ存在として、地域コミュニティの役割を担う社会教育団体の一つです。

「東大阪市地域婦人団体協議会」の発足当初は、市内の全地域で加入していましたが、現在は、長堂、足代、小阪、大蓮、花園の 5 地区が加入しています。

また、令和 2 年 12 月に「会員調査」を実施したところ、1,000 人を超えていた会員数が 4 分の 1 にまで会員数が減少し、高齢化が進むという課題を抱えています。

令和 6 年度の主な活動

開 催 日	研 修 名	講　師
6 月 13 日(木)	市政研究会 東大阪市議会傍聴	―
7 月 9 日(火)	文化教養視察研修会 「QBB チーズ工場」見学	―
9 月 10 日(火)	社会問題視察研修会 「プラネタリウム」見学	―
9 月 10 日(火)	消費者問題　女性のための防災教室	危機管理室、日本ガス石油機器工業会
10 月 8 日(火)	社会問題　「大阪商業大学商業史博物館」見学	―
11 月 12 日(火)	文化教養　令和 7 年度　干支のカレンダーづくり	文化教養部会員
12 月 2 日(土)	指導者研修会 「国政について」	宗清　皇一　氏
2 月 13 日(火)	教養講座「ラ・マハロ～ハワイアン文化～」	高橋　裕　氏

【６】東大阪市民文化芸術祭

市民を対象に、公募により第35回東大阪市民文化芸術祭を令和7年3月7日(金)～9日(日)の3日間、東大阪市文化創造館で実施しました。
子どもからお年寄りまでの文化交流の場として、市民参加による実行委員会を構成し、市の委託事業として実施しました。

○　主　　催　　第35回東大阪市民文化芸術祭実行委員会
　　東大阪市・東大阪市教育委員会
○　共　　催　　PFI東大阪文化創造館㈱
○　開催場所　　東大阪市文化創造館
○　開催日時　　令和7年3月7日(金)　午前10時～午後5時
　　8日(土)　午前10時～午後5時
　　9日(日)　午前10時～午後5時

○　開催概要

(1)展示出品者数等

	団体数 (個人含む)	出品者数 (人)
絵　画　等	11	55
書　道・拓　本　等	10	87
文　　芸 (俳句・川柳・短歌等)	3	43
手　　芸	12	98
工　　芸	5	34
写　真　等	4	36
陶　　芸	6	77
その他	6	65
合　　計	57	495

(2)舞台出演者数等

月　日	団体数 (個人含む)	出演者数 (人)
3月7日	26	320
3月8日	24	476
3月9日	25	426
合　計	75	1,222

(3)来場者数

月　日	来場者数（人）
3月7日	2,998
3月8日	4,336
3月9日	5,223
合　計	12,557

【７】野外活動センター事業(愛称「自由の森なるかわ」)

1. 概要

野外活動センターは、平成9年5月、生駒山系東大阪市六万寺町一丁目の府民の森なるかわ園南端(敷地約4ヘクタール)に、市民の自然保護意識の醸成と充実した余暇を過ごすために開設されました。

また、令和4年10月から翌年3月までの期間にコテージ等の改修工事を実施し、令和5年4月よりリニューアルオープンいたしました。社会教育施設として、木工クラフト体験等のプログラムも実施しています。

2.施設について

(1) 宿泊施設

施　設　名	タ　イ　プ	数	仕　様　・　設　備　等
コテージ	12人用：和洋室 6人用：洋　室 6人用：和　室	1 2 1	4棟共通 ログハウス・野外デッキ付 トイレ・シャワー・キッチン・空調設備 寝具・冷蔵庫・一部BBQ設備付
デッキサイト	4人用	10	木造・一部電源付
デッキサイト	6人用	2	木造
テントキャビン	5人用	4	電源・一部BBQ設備付

(2) 管理施設

施　設　名	主　な　構　成	仕　様　・　設　備　等
管理棟　Ⅰ	研修室(大) 研修室(小) ロビー・事務室	各種研修会･講演会等に使用、椅子使用で約60人収容可能 木工等の工作、少人数の研修会に使用
管理棟　Ⅱ	シャワー室 トイレ 倉庫 職員用仮眠室	宿泊利用者用男女別シャワーブース(各5ブース) 炊さん用具等キャンプ用具収納 職員仮眠室(5人×3室)・食事兼ミーティング室

(3) その他施設・工作物

施　設　名	数	仕　様　・　設　備　等
炊　事　棟	2	かまど･流し台･調理用テーブル
ト　イ　レ　棟	2	ウォームレット・男女別・障がい者対応
野　外　炉	10	自然石作りのバーベキューロストル　広場に接して設置
木　製　遊　具	3	アリジゴク・谷川渡り・ドラ叩きの3種類（老朽化により解体撤去工事を令和6年度に行った。）

3.利用状況について

野外活動センター利用者数(日帰り利用者含む)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
H10	584	1,363	706	1,518	2,048	752	645	1,206	330	152	222	316	9,842
H11	713	1,627	1,103	1,251	1,374	588	891	792	237	177	146	517	9,416
H12	554	1,161	529	1,188	1,638	714	596	652	352	136	170	331	8,021
H13	799	1,173	899	1,367	1,654	667	647	686	365	149	182	306	8,894
H14	482	1,318	638	1,030	1,786	672	790	900	331	159	87	237	8,430
H15	305	1,300	442	1,140	1,485	585	508	1,218	228	150	296	276	7,933
H16	416	1,353	370	1,921	1,542	684	591	691	325	273	172	256	8,594
H17	310	1,820	809	929	1,319	526	727	764	160	157	122	265	7,908
H18	201	1,396	793	881	1,935	595	537	615	308	211	166	330	7,968
H19	366	1,036	678	1,038	2,405	805	593	798	234	371	201	532	9,057
H20	305	1,351	404	1,143	2,203	638	691	661	313	375	190	1,264	9,538
H21	314	969	830	847	2,474	860	712	778	327	542	231	572	9,456
H22	361	1,469	523	917	1,904	658	943	626	382	300	437	764	9,284
H23	508	1,788	830	1,837	2,282	782	482	777	258	260	893	367	11,064
H24	503	1,220	599	963	2,547	701	723	727	324	333	524	854	10,018
H25	573	1,355	891	1,359	3,329	612	537	856	226	203	643	474	11,058
H26	426	1,493	644	1,309	2,623	858	766	766	202	220	912	732	10,951
H27	723	1,656	842	1,290	2,886	958	730	385	261	244	990	587	11,552
H28	347	1,416	510	1,384	2,366	594	1,256	1,073	206	188	792	563	10,695
H29	523	1,444	387	1,024	1,906	466	688	477	161	153	683	312	8,224
H30	138	995	365	412	1,423	515	1,282	452	206	422	772	460	7,442
R1	616	1,617	608	1,373	1,789	605	653	1,159	193	797	226	0	9,636
R2	0	65	384	696	1,185	809	603	286	305	181	304	574	5,392
R3	296	0	96	1,288	1,324	590	1,003	311	272	508	184	475	6,347
R4	332	692	251	460	666	357	0	0	0	0	0	0	2,758
R5	343	689	445	716	636	508	558	557	387	190	275	502	5,806
R6	506	642	501	619	798	501	639	563	416	289	196	453	6,123

【８】花園地域生涯学習ルーム

1．概要

花園地域生涯学習ルームは、地域の方々が健康で心豊かに過ごすための生涯学習の場として利用されています。誰もが気軽に利用できるよう、小学校の余裕教室を使い、「開かれた学校」として、地域の生涯学習の振興をめざしています。

2．運営について

・名　　称　　東大阪市立花園地域生涯学習ルーム
・所 在 地　　東大阪市花園本町二丁目7番41号(市立花園小学校内)
・施　　設　　3室　①交流室･･･地域のみなさんの交流の場
　　②和　室･･･24畳の広々とした部屋
　　③洋　室･･･多目的に利用できる部屋
・開館時間　　午前9時～午後9時
・休 館 日　　月・木曜日及び年末年始
・申込受付　　1月単位で、月末日曜日に翌月の申込を受付
・管理運営　　東大阪市立花園地域生涯学習ルーム管理運営委員会
・供用開始　　平成9年9月23日

3．事業効果と課題

地域に開かれた学校をめざして、自治会・学校・ＰＴＡ・社会教育団体等の参加のもとに、平成9年9月より、自主的な「地域生涯学習ルーム管理運営委員会」が組織されました。供用開始以来、自主講座及び市民講座等も、管理運営委員会・自治会、そして女性部等の協力で運営され、学校の学習やＰＴＡ活動にも利用されています。

近年、学校をとりまく環境も変化するなか、利用者や利用団体数にも減少がみられるため、この花園地域生涯学習ルームは、令和６年度をもって閉館することとなりました。

4.利用状況

(1) 月別利用件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
地域	11	8	8	6	5	5	5	9	7	9	7	7	87
学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	8	8	6	5	5	5	9	7	9	7	7	87

(2) 月別利用人数

（単位:人）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
地域	109	96	99	90	72	84	63	125	96	90	106	75	1,105
学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	109	96	99	90	72	84	63	125	96	90	106	75	1,105

(3) 市民講座

①「歴史講座（各駅停車のまち歩き）」　　講師：佐藤　啓二　氏

回	月　　日	テ　ー　マ	参加人数
3	6月23日・11月24日 3月16日	各駅停車のまち歩き	４４人

②「健美操（体験講座）」　　講師：清水　広絵　氏

回	月　　日	テ　ー　マ	参加人数
4	9月18日・10月16日 10月30日(2回)	健美操しませんか	１７人

【9】生涯学習の場の提供事業

1. 概要

市民に生涯学習の場を提供するため、中央館としての社会教育センターと、東・中・西の各地区に6・6・18公民分館および中・西の各地区に3・2公民分館分室を設けています。

なお令和6年度における社会教育センター及び公民分館（分室含む）の利用状況は次表のとおりです。

(1) 東地区公民分館利用状況

	公民館事業		ｸﾞﾙｰﾌﾟ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合　計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
孔舎衙	86	1,722	934	7,811	0	0	11	193	1	8	300	1,874	1,332	11,608
豊　浦	11	450	957	8,755	5	62	0	0	33	468	0	0	1,006	9,735
縄　手	33	3,270	180	1,649	0	0	36	941	0	0	59	913	308	6,773
石　切	77	842	783	5,629	1	10	68	545	177	926	0	0	1,106	7,952
縄手南	0	0	868	9,733	21	312	19	365	0	0	151	3,161	1,059	13,571
池　島	8	177	413	2,798	0	0	1	20	1	21	15	257	438	3,273
東地区合計	215	6,461	4,135	36,375	27	384	135	2,064	212	1,423	525	6,205	5,249	52,912

(2) 中地区公民分館利用状況

	公民館事業		ｸﾞﾙｰﾌﾟ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合　計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
英　田	13	101	532	8,402	0	0	12	248	0	0	11	251	568	9,002
(南分室)	0	0	297	1,921	0	0	0	0	0	0	68	514	365	2,435
(北分室)	0	0	462	4,543	19	383	74	643	17	340	51	909	623	6,818
盾津鴻池	8	365	739	7,150	3	81	165	2,877	7	1,930	94	1,473	1,016	13,876
(分室)	0	0	0	0	0	0	236	3,173	0	0	5	27	241	3,200
岩　田	63	908	990	11,195	14	216	33	1,201	11	275	22	354	1,133	14,149
若　江	0	0	428	4,522	0	0	27	803	39	530	31	474	525	6,329
玉　串	27	1,397	685	5,725	0	0	57	968	2	35	7	105	778	8,230
盾津東	0	0	902	9,341	0	0	23	300	1	80	10	161	936	9,882
中地区合計	111	2,771	5,035	52,799	36	680	627	10,213	77	3,190	299	4,268	6,185	73,921

(3)西地区公民分館利用状況

	公民館事業		ｸﾞﾙｰﾌﾟ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合　計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
荒　川	58	949	445	3,299	17	140	38	838	1	1,667	111	1,787	670	8,680
長　堂	40	1,077	142	1,659	84	1,494	114	1,950	15	270	83	1,649	478	8,099
三ノ瀬	44	398	739	5,372	21	113	38	350	0	0	48	657	890	6,890
高井田東	40	2,202	399	5,632	38	615	44	1,103	0	0	31	1,009	552	10,561
森河内	31	1,036	522	6,215	107	1,625	120	2,781	29	635	39	486	848	12,778
菱屋西	62	2,460	644	4,644	23	517	71	985	0	0	53	976	853	9,582
(永和分室)	0	0	1,230	12,022	0	0	3	48	53	1,263	106	2,036	1,392	15,369
太平寺	15	147	263	3,184	4	97	38	817	46	796	44	855	410	5,896
高井田西	7	377	209	1,525	33	474	99	1,310	2	1,411	28	520	378	5,617
楠　根	100	3,010	315	3,269	0	0	34	662	4	120	20	413	473	7,474
長瀬西	23	1,125	298	2,357	29	332	13	202	0	0	86	3,013	449	7,029
長瀬東	5	322	229	1,659	0	0	75	1,304	0	0	31	664	340	3,949
小　阪	12	119	521	3,554	7	100	69	1,026	8	160	85	1,172	702	6,131
上小阪	50	594	234	1,861	11	156	10	164	0	0	65	830	370	3,605
意岐部	45	452	145	1,422	2	59	27	541	4	803	15	247	238	3,524
柏　田	51	298	48	341	16	132	9	44	0	0	6	29	130	844
(分室)	27	608	128	960	10	210	61	1,118	0	0	36	661	262	3,557
弥　刀	15	676	154	1,806	0	0	69	1,559	0	0	56	1,144	294	5,185
長瀬北	17	598	785	6,018	0	0	25	376	0	0	1	100	828	7,092
大　蓮	5	120	1,685	18,450	3	41	20	961	3	65	0	0	1,716	19,637
西地区合計	647	16,568	9,135	85,249	405	6,105	977	18,139	165	7,190	944	18,248	12,273	151,499

(4)社会教育センター月別利用状況

月	公民館事業		ｸﾞﾙｰﾌﾟ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		そ の 他		合 計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	3	88	101	1,203	4	40	4	150	0	0	2	60	114	1,541
5	4	67	90	1,071	6	58	1	50	0	0	1	30	102	1,276
6	8	161	106	1,205	4	38	1	50	0	0	4	70	123	1,524
7	11	193	98	1,204	5	60	2	65	0	0	1	16	117	1,538
8	8	79	74	1,083	3	24	1	45	0	0	2	70	88	1,301
9	13	238	99	1,359	2	16	2	85	0	0	2	50	118	1,748
10	14	351	105	1,199	4	37	4	112	2	48	9	345	138	2,092
11	17	368	89	1,162	3	28	4	185	1	20	7	787	121	2,550
12	8	161	83	1,055	4	40	3	104	0	0	5	150	103	1,510
1	4	69	93	1,133	2	20	1	45	0	0	3	135	103	1,402
2	9	244	97	1,306	6	60	2	160	1	20	5	50	120	1,840
3	4	69	89	1,183	5	50	0	0	0	0	0	0	98	1,302
計	103	2,088	1,124	14,163	48	471	25	1,051	4	88	41	1,763	1,345	19,624

(5)公民館利用状況

	公民館事業		ｸﾞﾙｰﾌﾟ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		そ の 他		合 計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
社教C	103	2,088	1,124	14,163	48	471	25	1,051	4	88	41	1,763	1,345	19,624
分館･分室	973	25,800	18,305	174,423	468	7,169	1,739	30,416	454	11,803	1,768	28,721	23,707	278,332
総計	1,076	27,888	19,429	188,586	516	7,640	1,764	31,467	458	11,891	1,809	30,484	25,052	297,956

(6)年度別公民館・公民分館利用状況

（東地区分館）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
孔舎衙	1,211	13,168	1,279	11,611	1,332	11,608	53	-3
豊浦	892	7,989	1,030	9,947	1,006	9,735	-24	-212
縄手	315	3,088	311	6,446	308	6,773	-3	327
石切	1,227	8,149	1,213	9,105	1,106	7,952	-107	-1,153
縄手南	985	18,664	1,046	14,413	1,059	13,571	13	-842
池島	437	2,808	451	3,089	438	3,273	-13	184
合計	5,067	53,866	5,330	54,611	5,249	52,912	-81	-1,699

（中地区分館）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
英田	574	7,534	562	8,351	568	9,002	6	651
(南分室)	319	2,110	333	3,128	365	2,435	32	-693
(北分室)	507	4,972	625	8,279	623	6,818	-2	-1,461
盾津鴻池	1,158	15,313	1,048	16,131	1,016	13,876	-32	-2,255
(分室)	224	2,891	232	3,189	241	3,200	9	11
岩田	1,059	13,585	1,171	14,897	1,133	14,149	-38	-748
若江	648	6,430	660	7,535	525	6,329	-135	-1,206
玉串	804	8,107	733	7,758	778	8,230	45	472
盾津東	876	8,418	920	9,338	936	9,882	16	544
合計	6,169	69,360	6,284	78,606	6,185	73,921	-99	-4,685

（西地区分館）

	令和４年度		令和５年度		令和６年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
荒川	621	6,630	646	6,227	670	8,680	24	2,453
長堂	486	7,004	443	7,090	478	8,099	35	1,009
三ノ瀬	1,001	7,708	977	7,535	890	6,890	-87	-645
高井田東	463	7,687	542	8,748	552	10,561	10	1,813
森河内	791	7,868	840	10,699	848	12,778	8	2,079
菱屋西	864	6,694	860	7,324	853	9,582	-7	2,258
（永和分室）	1,502	16,273	1,501	16,528	1,392	15,369	-109	-1,159
太平寺	393	4,574	406	5,436	410	5,896	4	460
高井田西	395	3,355	403	4,058	378	5,617	-25	1,559
楠根	475	7,157	474	7,255	473	7,474	-1	219
長瀬西	381	3,920	378	5,328	449	7,029	71	1,701
長瀬東	347	3,541	345	3,970	340	3,949	-5	-21
小阪	743	6,417	732	6,379	702	6,131	-30	-248
上小阪	342	3,022	386	3,371	370	3,605	-16	234
意岐部	209	1,862	184	1,864	238	3,524	54	1,660
柏田	100	893	116	981	130	844	14	-137
（分室）	268	3,813	289	3,736	262	3,557	-27	-179
弥刀	212	3,415	269	4,279	294	5,185	25	906
長瀬北	687	5,209	702	6,319	828	7,092	126	773
大蓮	1,790	18,798	1,751	19,730	1,716	19,637	-35	-93
合計	12,070	125,840	12,244	136,857	12,273	151,499	29	14,642

（社会教育センター、公民分館・分室）

	令和４年度		令和５年度		令和６年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
社会教育センター	846	10,986	1,270	18,613	1,345	19,624	75	1,011
分館・分室	23,306	249,066	23,858	270,074	23,707	278,332	-151	8,258
総合計	24,152	260,052	25,128	288,687	25,052	297,956	-76	9,269

【１０】公 民 館 関 係 事 業

1. 東大阪市立公民館運営審議会

当審議会は、社会教育センター館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について、調査審議するものとして設置されています。

(1)審議会委員(令和６年度)　　(敬称略)

氏　　名	所　　属　　等	備　考
松 下　　久 哉	東大阪市立小学校長会	
山 本　　博 之	東大阪市立中学校長会	
釋　　香 織	東大阪市立幼稚園･こども園長会	
山 下　　文 夫	東大阪市体育連盟	
山 田　　朱 美	東大阪市文化連盟	
宮 西　　貞 夫	東大阪市青少年指導員協議会	
西 田　　幸 弘	東大阪市ＰＴＡ協議会	
上 野　　欽 示	東大阪少年補導協会	
北 木　　忠 嗣	東大阪市立公民分館運営委員長協議会	
栗 本　　洋 子	東大阪市地域婦人団体協議会	
住 山　　仁 美	(社)東大阪市社会福祉協議会	
大 江　米 次 郎	大阪樟蔭女子大学名誉教授	
佐　野　　茂	大阪商業大学教授	

(2)　審議会開催状況

回	日　　時	場　所	審　議　事　項　等
1	実施せず	－	－

2. 東大阪市立公民分館運営委員長協議会

当協議会は、東大阪市に設置された各公民分館の運営管理を円滑適正に推進するため、また、相互の連携を深め、もって東大阪市における公民分館活動の向上とその発展を期するために設置されています。

(1)運営委員長名（令和６年度）　　（敬称略）

分館名	委員長名	分館名	委員長名
孔舎衙	村田　昭男	高井田東	岩浅　哲治
豊浦	菅原　章太	森河内	大森　清
縄手	硲　誠則	菱屋西	山本　邦寿
石切	木積　一元	太平寺	山田　稔
縄手南	川上　惠三	高井田西	塩川　芳英
池島	堀田　正國	楠根	永井　一之
英田	寺尾　健一	長瀬西	義之　利行
盾津鴻池	西田　繁一	長瀬東	松浦　隆
岩田	東野　守	小阪	倉橋　一平
若江	畑中　楢雄	上小阪	北木　忠嗣
玉串	西岡　正規	意岐部	村田　洋子
盾津東	森本　由紀夫	柏田	前原　哲男
荒川	南　義明	弥刀	上田　武司
長堂	茨木　良和	長瀬北	山本　洋嗣
三ノ瀬	曽和　勝次	大蓮	沖村　宏八郎

(2)　協議会開催状況

回	日時	場所	審議事項等
1	令和6年7月29日(月)	社会教育センター	①令和6年度 事業計画(案)及び予算(案)について ②公民分館管理人永年功労者感謝状贈呈について ③令和６年度 研修会について
2	令和7年2月27日(木)	社会教育センター	①令和 6 年度 事業報告及び令和 6 年度会計報告について ②令和7年度 業務委託契約事務について ③令和 7 年度公民分館管理人永年功労者の推薦について ④公民分館・分室の臨時使用について

3. 公民分館文化祭・体育祭実施状況

（共催・協力等の事業を含む）

分館名	文化祭実施日	文化祭内容	体育祭実施日	体育祭内容
孔舎衙	11月3日（日）	作品展示・演技　等		
豊浦	11月9日（土）～10日（日）	作品展示		
縄手	11月2日（土）～3日（日）	作品展示・お茶席・サークル発表(お花)		
石切	11月3日（日）～4日（月祝）	作品展示・お茶席	10月13日(日)	パズルハイキング
縄手南	11月3日（日）～4日（月祝）	手作り作品の展示		
池島	11月2日（土）	音楽祭		
英田				
盾津鴻池	11月10日（日）	作品展示・サークル発表	5月19日（日）	グラウンドゴルフ
岩田	11月3日（日）	作品展示・サークル発表		
若江	11月3日（日）	サークル発表会　他		
玉串	11月1日（金）～3日（日）、11月10日（日）	お茶席・手芸、ちぎり絵、絵画等の展示 サークル交流会（発表会）	11月17日(日)	グランドゴルフ大会
盾津東				
荒川	11月2日（土）～4日（月祝）	作品展示会、演芸会		
長堂	11月9日（土）～10日（日）	作品展示、舞台発表、 お茶席、市民講座	10月20日(日)	長堂校区自治連合会主催体育まつり
三ノ瀬	11月2日（土）～3日（日）	手芸、生花等の展示		
高井田東	11月1日（金）～3日（日）	展示・民謡大会・謡曲大会	10月20日(日)	リレー、玉入れ等
森河内	11月3日（日）～4日（月祝）	展示、お茶席		
菱屋西	11月3日（日）～4日（月祝）	作品展示、お茶席、ぜんざいコーナー		
菱屋西永和分室	11月23日（土）～24日（日）	作品展示、お茶席		
太平寺	11月3日（日）～4日（月祝）	作品展示、お茶席		
高井田西	11月2日（土）～3日（日）	作品展示、喫茶（無料）		
楠根	11月2日（土）～3日（日）	作品展示、お茶席		
長瀬西	11月3日（日）～4日（月祝）	作品展示、公園内で野菜販売		
長瀬東	11月2日（土）～3日（日）	作品展示・お茶席など	10月6日（日）	校区ふれあいカーニバル　模擬店、ミニ運動会など
小阪	11月2日（土）～4日（月祝）	展示・お茶席、発表会	10月13日(日)	グランドゴルフ
上小阪	11月2日（土）～3日（日）	作品展示会		
意岐部			10月27日(日)	グランドゴルフ大会
柏田				
柏田分室	11月3日（日）	作品展示、サークル発表、子ども工作・ゲーム	9月15日（日）	校区自治会対抗グラウンドゴルフ大会 （柏田小学校運動場）
弥刀	11月10日（日）	作品展示		
長瀬北				
大蓮	11月3日（日）～4日（月祝）	作品展示・模擬店		

4. 公民分館案内

分館名	開設年	所在地	電話番号
孔舎衙公民分館	S61.3.31	日下町5−3−38	072-985-8791
豊浦公民分館	S8.11.11	豊浦町12−5	072-982-4371
縄手公民分館	S47.7.29	御幸町7−4	072-984-0142
石切公民分館	S59.9.23	北石切町1−7	072-984-1260
縄手南公民分館	H3.3.30	下六万寺町1−1−29	072-985-1690
池島公民分館	H18.1.5	池島町4−3−8	072-985-1123
英田公民分館	S54.3.31	吉田4−5−38	072-962-2572
（英田）北分室	H2.4.1	松原1−1-6	072-966-5731
（英田）南分室	S42.2.1	吉田1−5−27	072-961-1005
盾津鴻池公民分館	H2.7.24	鴻池町1−18−19	06-6746-0406
（盾津鴻池）分室	H2.4.1	東鴻池町5−4−1	072-966-5741
岩田公民分館	S42.7.28	岩田町5−10−13	072-962-5904
若江公民分館	S42.8.17	若江北町3−3−21	06-6722-6400
玉串公民分館	S56.3.31	玉串町西2−1−33	072-965-1927
盾津東公民分館	S57.3.31	川田2−27−28	072-965-6770
荒川公民分館	H10.10.5	荒川1−8−19	06-6721-3597
長堂公民分館	S58.3.31	長堂1−17−29	06-6781-2910
三ノ瀬公民分館	S62.1.25	三ノ瀬1−6−53	06-6721-8910
高井田東公民分館	R4.6.1	高井田中1−11−8	06-6781-4763
森河内公民分館	S62.7.23	森河内東1−38−18	06-6781-2995
菱屋西公民分館	H6.4.26	菱屋西4−10−22	06-6721-9720
（菱屋西）永和分室	H30.4.2	永和2−15−25	06-6726-6403
太平寺公民分館	H2.3.31	太平寺2−9−32	06-6721-8951
高井田西公民分館	H1.7.15	高井田本通4−7−17	06-6781-3380
楠根公民分館	S56.7.31	稲田本町2−5−12	06-6744-3320
長瀬西公民分館	S60.3.31	柏田本町12−3	06-6721-2983
長瀬東公民分館	S55.3.31	大蓮東2−10−1	06-6721-2984
小阪公民分館	S59.8.25	下小阪1−16−1	06-6721-3468
上小阪公民分館	H4.10.28	上小阪3−15−24	06-6721-9681
意岐部公民分館	S47.8.1	御厨中2−3−24	06-6781-4667
柏田公民分館	S52.3.9	柏田西3−10−44	06-6720-7189
（柏田）分室	H2.4.1	柏田西3−9−2	06-6729-2341
弥刀公民分館	S54.3.31	近江堂1-13−20	06-6721-9682
長瀬北公民分館	S61.3.31	吉松2−13−28	06-6720-7489
大蓮公民分館	H31.4.1	大蓮南2−8−32	06-6729-2306

【１１】市民講座講師登録制度（まちのすぐれもの）

1. 概要

高齢社会、生涯学習ニーズ多様化の時代である今日、市民の方々の中から多彩な特技や才能をお持ちの方に、生涯学習を指導していただくために、「市民講座講師登録制度」（まちのすぐれもの）が平成９年 10 月に発足しました。

2. 登録状況

文学、歴史、人権、語学、簿記、生花、書道、押し花、手芸、スポーツ、コーラス、絵画、体操、子育て、紙芝居、囲碁、手品、パソコン関連等、登録申請された方々の得意ジャンルは多岐にわたっており、令和 5・6 年度登録者数(2 年毎に更新)は、延べ 59 人です。

3. 今後の課題

高齢社会のさらなる進行を踏まえて、高齢者の活躍の機会を創出するとともに、有為な人材を発掘し、市民講座の質の向上に努めていく必要があります。そのため、さらに積極的なＰＲ方法を検討するとともに、近隣市町村との連携や情報システムの導入等が課題となっています。

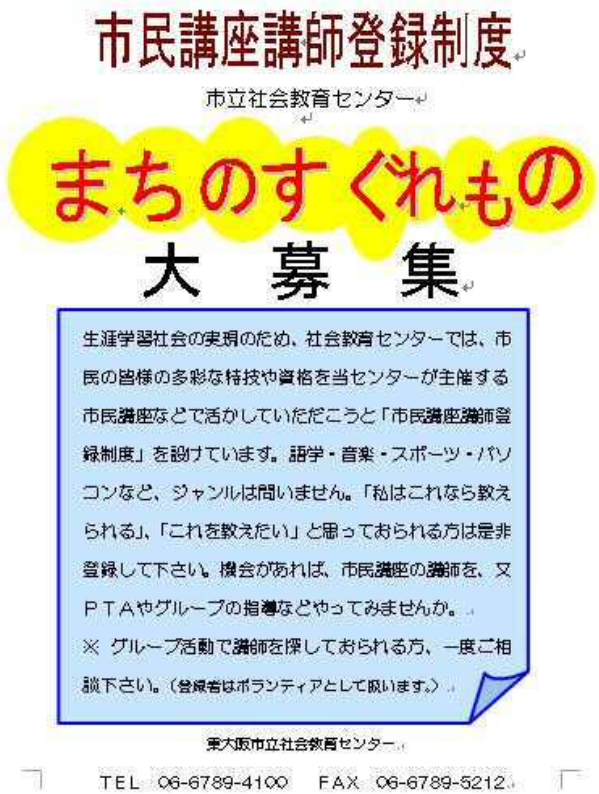

参考資料

（１）東大阪市立社会教育センター条例

昭和58年３月31日東大阪市条例第６号

改正

平成３年６月24日条例第18号
平成25年３月31日条例第９号
平成27年３月31日条例第25号
平成31年３月29日条例第16号
令和４年３月31日条例第19号

東大阪市立社会教育センター条例

（設置）

第１条　生涯教育の一環として、市民の社会教育活動の振興を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、本市に社会教育センターを設置する。

（名称及び位置）

第２条　社会教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　東大阪市立社会教育センター

位置　東大阪市長堂一丁目

２　社会教育センターに分館を設け、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

（事業）

第３条　社会教育センターは、次の事業を行う。

（１）　社会教育活動に係る情報の収集、提供及び指導に関すること。

（２）　社会教育活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。

（３）　社会教育活動に係る講座及び学級に関すること。

（４）　視聴覚教育の振興に関すること。

（５）　社会教育関係の団体及び機関に関すること。

（６）　市民に生涯学習の場を提供すること。

（７）　前各号のほか、教育委員会が必要と認める事業

（使用の許可）

第４条　社会教育センター及び分館の施設及び別に定める設備等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

２　教育委員会は、前項の許可をする場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付けることができる。

（許可の制限）

第５条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

（１）　社会教育法第23条に規定する行為をするおそれがあるとき。

（２）　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

（３）　建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

（５）　管理上支障があると認めるとき。

（許可の取消し等）

第６条　教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を受けた者に対して使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

（１）　この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

（２）　前条の使用許可の制限事由が発生したとき。

（原状回復）

第７条　使用の許可を受けた者は、使用を終わったときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

（損害の賠償）

第８条　使用の許可を受けた者は、使用中に建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（職員）

第９条　社会教育センターに、館長その他必要な職員を置く。

（委任）

第10条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

附　則（平成３年６月24日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月31日条例第９号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日条例第25号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成27年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第２条の規定による廃止前の東大阪市立公民館条例第３条第１項の許可で施行日以後の使用に係るものを受けた者については、施行日において、第１条の規定による改正後の東大阪市立社会教育センター条例第４条第１項の許可を受けたものとみなす。

附　則（平成31年３月29日条例第16号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日条例第19号）

この条例は、令和４年６月１日から施行する。

別表（第２条第２項関係）

名称	位置
東大阪市立社会教育センター孔舎衙公民分館	東大阪市日下町五丁目
東大阪市立社会教育センター豊浦公民分館	東大阪市豊浦町
東大阪市立社会教育センター縄手公民分館	東大阪市御幸町
東大阪市立社会教育センター石切公民分館	東大阪市北石切町
東大阪市立社会教育センター縄手南公民分館	東大阪市下六万寺町一丁目

東大阪市立社会教育センター池島公民分館	東大阪市池島町四丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館	東大阪市吉田四丁目
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館	東大阪市鴻池町一丁目
東大阪市立社会教育センター岩田公民分館	東大阪市岩田町五丁目
東大阪市立社会教育センター若江公民分館	東大阪市若江北町三丁目
東大阪市立社会教育センター玉串公民分館	東大阪市玉串町西二丁目
東大阪市立社会教育センター盾津東公民分館	東大阪市川田二丁目
東大阪市立社会教育センター荒川公民分館	東大阪市荒川一丁目
東大阪市立社会教育センター長堂公民分館	東大阪市長堂一丁目
東大阪市立社会教育センター三ノ瀬公民分館	東大阪市三ノ瀬一丁目
東大阪市立社会教育センター高井田東公民分館	東大阪市高井田中一丁目
東大阪市立社会教育センター森河内公民分館	東大阪市森河内東一丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館	東大阪市菱屋西四丁目
東大阪市立社会教育センター太平寺公民分館	東大阪市太平寺二丁目
東大阪市立社会教育センター高井田西公民分館	東大阪市高井田本通四丁目
東大阪市立社会教育センター楠根公民分館	東大阪市稲田本町二丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬西公民分館	東大阪市柏田本町
東大阪市立社会教育センター長瀬東公民分館	東大阪市大蓮東二丁目
東大阪市立社会教育センター小阪公民分館	東大阪市下小阪一丁目
東大阪市立社会教育センター上小阪公民分館	東大阪市上小阪三丁目
東大阪市立社会教育センター意岐部公民分館	東大阪市御厨中二丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター弥刀公民分館	東大阪市近江堂一丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬北公民分館	東大阪市吉松二丁目
東大阪市立社会教育センター大蓮公民分館	東大阪市大蓮南二丁目

（２）東大阪市立社会教育センター条例施行規則

昭和58年５月14日東大阪市教育委員会規則第４号

改正

平成６年３月31日教育委員会規則第２号
平成20年３月31日教育委員会規則第10号
平成25年３月31日教育委員会規則第９号
平成26年１月16日教育委員会規則第１号
平成27年４月21日教育委員会規則第12号
平成30年３月20日教育委員会規則第７号
平成31年３月29日教育委員会規則第８号
平成31年４月26日教育委員会規則第９号
令和３年10月１日教育委員会規則第25号
令和４年３月23日教育委員会規則第６号
令和５年１月25日教育委員会規則第１号

東大阪市立社会教育センター条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第６号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　社会教育センター及び分館の開館時間は、別表第１のとおりとする。

２　教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第３条　社会教育センター及び分館の休館日は、別表第２のとおりとする。

２　教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（使用許可の申請等）

第４条　条例第４条の規定により、使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

２　前項の申請は、使用予定日の３月前から３日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３　教育委員会は、使用の許可をしたときは、使用許可書を交付する。

（申請等の特例）

第５条　施設の使用の許可の申請等の手続は、前条第１項及び第３項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織を用いて行うことができる。

（遵守事項）

第６条　使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

（２）　使用許可のない物件を使用しないこと。

（３）　火災及び盗難に留意すること。

（４） 使用後は、速やかに原状に復し、清掃すること。
（５） 前各号のほか、係員の指示に従うこと。
（実費徴収）
第７条　使用者が、電話、ガス、水道等を使用するときは、その実費を徴収することができる。
（入館の制限等）
第８条　教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。
（１） 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をしたとき、又はするおそれがあるとき。
（２） その他、管理上支障があると認めるとき。
（公民分館運営委員会）
第９条　分館に公民分館運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。
２　委員会の委員の定数は、30人以内とする。ただし、運営上必要があるときは、増員することができる。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
４　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　委員は、分館ごとに、当該分館の所在する区域の中で各種団体の推薦その他の方法により選ばれた者のうちから、教育委員会が委嘱する。
（委員会の任務）
第10条　委員会は、分館の行う各種事業の企画、実施について協力するものとする。
（分館の分室）
第11条　分館に分室を設け名称及び位置は、別表第３のとおりとする。
２　第２条から第７条まで及び前条の規定は、前項に定める分室について準用する。この場合において、これらの規定中「分館」とあるのは「分室」と読み替えるものとする。
（委任）
第12条　この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年３月31日教委規則第２号）

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月31日教委規則第９号）

１　この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第９号）の施行の日から施行する。
２　この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則（平成26年１月16日教委規則第１号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月21日教委規則第12号）

この規則は、平成27年10月１日から施行する。

附　則（平成30年３月20日教委規則第７号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日教委規則第８号）

この規則は、平成31年４月１日から施行す

附　則（平成31年４月26日教委規則第

この規則は、平成31年５月１日から施行する。

附　則（令和３年10月１日教委規則第25号）

この規則は、令和３年10月１日から施行する。

附　則（令和４年３月23日教委規則第６号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１月25日教委規則第１号）

この規則は、令和５年２月１日から施行する。

別表第１（第２条第１項関係）

施設	開館時間	
社会教育センター	火曜日から金曜日まで	午前９時から午後９時まで
	日曜日、月曜日及び土曜日	午前９時から午後５時まで
分館	火曜日から金曜日まで	午前９時から午後９時まで
	日曜日及び土曜日	午前９時から午後５時まで

別表第２（第３条第１項関係）

施設	休館日
社会教育センター	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 １月２日から４日まで及び12月28日から31日まで
分館	月曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 １月２日から４日まで及び12月28日から31日まで

別表第３（第10条第１項関係）

名称	位置
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館分室	東大阪市東鴻池町五丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館南分室	東大阪市吉田一丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館北分室	東大阪市松原一丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館分室	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館永和分室	東大阪市永和二丁目

（3）東大阪市立公民館運営審議会条例

昭和58年３月31日東大阪市条例第７号

改正

平成12年３月31日条例第５号

平成24年３月30日条例第４号

平成27年３月31日条例第25号

（設置）

第１条　社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第１項の規定に基づき、東大阪市立社会教育センターに東大阪市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（委員の委嘱基準等）

第２条　審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

２　委員の定数は、20人以内とする。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第３条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附　則

1　この条例は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第６号）の施行の日から施行する。

2　東大阪市立公民館条例（昭和42年東大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成12年３月31日条例第５号抄）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日条例第４号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日条例第25号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成27年10月１日から施行する。

（４）東大阪市立野外活動センター条例

平成８年１２月１８日東大阪市条例第２８号

改正

平成17年７月25日条例第67号
平成25年３月31日条例第９号
平成25年７月31日条例第21号
令和３年６月30日条例第26号

（設置）

第1条　自然の中での野外活動を通じて、市民の自然保護意識の醸成及び青少年の健全育成を図るとともに、市民が充実した余暇を過ごすことができるようにするため、本市に野外活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置等）

第2条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　東大阪市立野外活動センター

位置　東大阪市六万寺町1丁目

2　センターに、愛称を付すことができる。

（事業）

第3条　センターは、次の事業を行う。

(1)　野外活動に係る指導及び相談に関すること。

(2)　野外活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。

(3)　自然環境に係る学習の機会を提供すること。

(4)　野外活動の普及及び奨励に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

（使用許可）

第4条　別表に掲げるセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、第13条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2　指定管理者は、前項の許可を行う場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

（使用許可の制限）

第5条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)　公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)　センターの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

(4)　使用の目的が、センターの設置の目的にそぐわないとき。

(5)　管理上その他指定管理者においてセンターの使用について支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第6条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

(1)　この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

(2)　前条各号に掲げる事由が発生したとき。

（センター内の禁止行為）

第7条　センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
(1)　センターの敷地又は施設を損傷し、又は汚損すること。
(2)　立入禁止地域に立ち入ること。
(3)　指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
(4)　指定された場所以外の場所で野営、たき火又は炊さんをすること。
(5)　指定された場所以外の場所で喫煙をすること。
(6)　物品の販売をすること。
(7)　植物及び岩石を採取すること。
(8)　動物を捕獲し、又は殺傷すること。
(9)　建物の壁、柱等にはり紙、釘打ち等をすること。
(10)　前各号のほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。

（入場の制限等）

第8条　前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

（利用料金）

第9条　使用者は、指定管理者にセンターの施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、後納させることができる。

2　利用料金の額は、別表に定める額（附属設備については、教育委員会が規則で定める額）の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3　教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

4　利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の還付）

第10条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第11条　使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

（損害賠償）

第12条　使用者又はセンターの入場者は、センターの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第13条　センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条　指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第15条　指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。
(1)　センターの維持管理に関すること。
(2)　センターの使用の許可及び使用の許可の取消し等に関すること。
(3)　センターの入場の制限等に関すること。
(4)　第3条各号に掲げる事業に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（教育委員会が管理する場合の使用料等）

第16条　法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合であって、教育委員会が臨時にセンターの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会は、別表に定める額（附属設備については、教育委員会が規則で定める額）の範囲内において、教育委員会が定める使用料を徴収する。

2　前項の場合にあっては、第9条第1項及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第1項中「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第17条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

（平成９年教育委員会規則第２号で平成９年５月３日から施行）

附　則（平成17年７月25日条例第67号）

１　この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第14条を第23条とする改正規定及び第13条の次に９条を加える改正規定（第14条から第16条までの規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（平成18年教育委員会規則第１号で平成18年４月１日から施行）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の東大阪市立野外活動センター条例第４条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立野外活動センター条例第４条第１項の指定管理者が行ったものとみなす。

附　則（平成25年３月31日条例第９号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年７月31日条例第21号）抄

（施行期日）

1　この条例は、市長が規則で定める日から施行する。（平成25年規則第69号で平成25年8月1日から施行）

附　則（令和３年６月30日条例第26号）

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第１条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　第２条の規定による改正後の東大阪市立野外活動センター条例（以下「新条例」という。）別表に掲げる施設の使用に係る東大阪市立野外活動センター条例第４条第１項の許可並びに新条例第９条の規定による利用料金に係る手続及び第10条の規定による利用料金の還付並びにこれらに関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

３　新条例第９条第１項の規定は、施行日以後の施設及び附属設備の使用について適用する。

４　前項の規定にかかわらず、施行日の前日から施行日までの引き続いた施設及び附属設備の使用については、なお従前の例による。

別表（第4条第1項・第9条第2項・第16条第1項関係）

使用施設	単位	料金
バンガロー（12人用）	1棟　1泊	9,600円
バンガロー（6人用）	1棟　1泊	4,800円
テントサイト（フレッシュエアテント付き）	1区画　1泊	4,000円
テントサイト	1区画　1泊	3,000円
バーベキューサイト	1区画　1回	1,000円
研修室（大）	午前9時から午後9時まで	5,000円
	午前9時から正午まで	1,500円
	午後1時から午後5時まで	2,000円
	午後6時から午後9時まで	1,500円
研修室（小）	午前9時から午後9時まで	2,000円
	午前9時から正午まで	600円
	午後1時から午後5時まで	800円
	午後6時から午後9時まで	600円

（５）東大阪市立野外活動センター条例施行規則

平成９年３月５日東大阪市教育委員会規則第３号

改正

平成14年３月22日教育委員会規則第６号
平成17年７月25日教育委員会規則第18号
平成18年２月17日教育委員会規則第３号
平成20年３月31日教育委員会規則第10号
平成25年３月31日教育委員会規則第９号
平成25年７月31日教育委員会規則第12号
平成31年４月26日教育委員会規則第９号
令和３年７月20日教育委員会規則第23号
令和４年３月31日教育委員会規則第７号
令和４年７月１日教育委員会規則第14号

東大阪市立野外活動センター条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、東大阪市立野外活動センター条例（平成８年東大阪市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（愛称）

第２条　東大阪市立野外活動センター（以下「センター」という。）の愛称は、自由の森なるかわとする。

（休所日）

第３条　センターの休所日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、条例第４条第１項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休所することができる。

（１）　１月から６月まで及び９月から12月までの火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、その翌日以降休日が連続することとなる場合においては、連続する休日の最後の休日の翌日とする。）

（２）　１月１日から１月４日まで及び12月29日から12月31日まで

（使用許可の申請等）

第４条　条例第４条第１項に規定する許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市立野外活動センター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。申請した事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、申請者が電子情報処理組織（市の機関等（市長その他の本市の機関及び地方自治法第244条第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により、指定管理者に対し、条例第４条に規定するセンターの施設（以下「施設」と

いう。）使用の申請をしたときは、使用許可申請書の提出を省略することができる。
２　前項の規定による申請（以下「使用許可の申請」という。）をすることができる期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の７日前までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
３　使用許可の申請は、使用日の３月前の日の属する月の１日から受理するものとする。
４　指定管理者は、使用許可を行ったときは、東大阪市立野外活動センター使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付する。ただし、申請者が、第１項ただし書の規定により、施設使用の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

（使用期間の制限）

第５条　センターの使用期間は、引続き３日を超えることができない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、この限りでない。

（バンガロー等の使用時間）

第６条　バンガローの使用時間は、入所日の午後２時から退所日の午前11時までとする。
２　テントサイトの使用時間は、入所日の午後１時から退所日の午前11時までとする。
３　前２項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、その時間を延長し、又は短縮することができる。

（使用中止の届出）

第７条　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターを使用する必要がなくなったときは、速やかに指定管理者に東大阪市立野外活動センター使用中止届書（以下「使用中止届書」という。）を提出しなければならない。ただし、使用者が、電子情報処理組織を使用し、電磁的記録により指定管理者に対し施設使用の中止の届出をしたときは、使用中止届書の提出を省略することができる。

（附属設備の利用料金の上限）

第８条　条例第９条第２項の教育委員会が規則で定める額は、別表のとおりとする。

（利用料金の還付）

第９条　条例第10条のただし書の規定による利用料金を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。
（１）　天災その他不可抗力により使用することができなくなったとき　全額
（２）　第７条の規定による届出を行ったとき　教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める額
２　前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、東大阪市立野外活動センター利用料金還付請求書（以下「利用料金還付請求書」という。）に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用料金の還付を受けようとする者が、第４条第４項ただし書の規定により使用許可を受け、かつ、第７条ただし書の規定により施設使用の中止の届出をしたときは、使用許可書及び利用料金還付請求書の提出を省略することができる。

（使用許可書の提示）

第10条　使用者は、センターの入所時に使用許可書を提示しなければならない。ただし、使用者が第４条第５項の規定により施設使用の許可を受けときは、使用許可書の提示を省略することができる。

（細目）

第11条　この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成９年５月３日から施行する。

附　則（平成14年３月22日教委規則第６号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成17年７月25日教委規則第18号）

この規則は、東大阪市立野外活動センター条例の一部を改正する条例（平成17年東大阪市条例第67号）の施行の日から施行する。ただし、第11条を第13条とし、第10条の次に２条を加える改正規定（第12条第２項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年２月17日教委規則第３号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月31日教委規則第９号）

１　この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第９号）の施行の日から施行する。

２　この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則（平成25年７月31日教委規則第12号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成25年８月１日から施行する。

附　則（平成31年４月26日教委規則第９号）

この規則は、平成31年５月１日から施行する。

附　則（令和３年７月20日教委規則第23号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日教委規則第７号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年７月１日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第８条関係）

附属設備の区分	単位	料金	備考
野外炊事設備	１人　１日	100円	宿泊施設に備え付けられているものは除く。
シーツ	１枚	200円	
石油ファンヒーター	１台	600円	石油ファンヒーターの灯油タンク一杯分
コイン式シャワー	１回	100円	シャワー室のシャワーに限る。
コイン式空調機	１回	100円	

(6) 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例

平成９年７月４日東大阪市条例第24号

改正

平成17年７月25日条例第66号
平成25年３月31日条例第９号
平成25年７月31日条例第21号

（設置）

第１条　東大阪市立学校の余裕教室を活用して、地域の生涯学習活動の振興を図るため、本市に地域生涯学習ルーム（以下「生涯学習ルーム」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　生涯学習ルームの名称及び位置は、別表のとおりとする。

（使用許可）

第３条　生涯学習ルームを使用しようとする者は、あらかじめ、第９条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

２　指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

（使用許可の制限）

第４条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、生涯学習ルームの使用を許可してはならない。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（２）　生涯学習ルームの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

（４）　使用の目的が、生涯学習ルームの設置の目的にそぐわないとき。

（５）　管理上その他指定管理者において生涯学習ルームの使用又は学校の運営に支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第５条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、生涯学習ルームの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、使用の許可を取り消し、

又は使用の条件を変更することができる。

（１）　この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

（２）　前条各号に掲げる事由が発生したとき。

（権利譲渡等の禁止）

第６条　使用者は、生涯学習ルームの使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

（設備の許可等）

第７条　使用者は、生涯学習ルームの使用に関し特別な設備を行おうとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

２　前項の設備に伴う費用は、すべて使用者の負担とする。

３　第１項に規定する設備を行った者は、生涯学習ルームの使用が終わったとき、又は生涯学習ルームの使用の許可を取り消されたときは、自らの費用をもって直ちに設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第８条　使用者又は生涯学習ルームの入館者は、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第９条　生涯学習ルームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条　指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、生涯学習ルームの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第11条　指定管理者が行う生涯学習ルームの管理の業務は、次のとおりとする。

（１）　生涯学習ルームの維持管理に関すること。

（２）　生涯学習ルームの使用の許可、使用の許可の取消し等及び設備の許可に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（委任）

第12条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

（平成９年教委規則第12号で平成９年９月23日から施行）

附　則（平成17年７月25日条例第66号）

１　この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第10条を第19条とする改正規定及び第９条の次に９条を加える改正規定（第10条から第12条までの規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（平成18年教委規則第１号で平成18年４月１日から施行）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の東大阪市立地域生涯学習ルーム条例第３条及び第７条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立地域生涯学習ルーム条例第３条第１項の指定管理者が行ったものとみなす。

附　則（平成25年３月31日条例第９号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年７月31日条例第21号）抄

（施行期日）

１　この条例は、市長が規則で定める日から施行する。（平成25年規則第69号で平成25年８月１日から施行）

別表（第２条関係）

名称	位置
東大阪市立花園地域生涯学習ルーム	東大阪市花園本町２丁目

(7) 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例施行規則

平成９年９月11日東大阪市教育委員会規則第13号

改正

平成17年７月25日教育委員会規則第17号
平成25年３月31日教育委員会規則第９号
平成25年７月31日教育委員会規則第12号
平成26年１月16日教育委員会規則第１号
令和３年10月１日教育委員会規則第25号

（趣旨）

第１条　この規則は、東大阪市立地域生涯学習ルーム条例（平成９年東大阪市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第２条　地域生涯学習ルーム（以下「生涯学習ルーム」という。）の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、条例第３条第１項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

名称	開館時間
花園地域生涯学習ルーム	午前９時から午後９時まで

２　生涯学習ルームの休館日は、次の表に掲げる日並びに１月１日から３日まで及び12月29日から31日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
花園地域生涯学習ルーム	月曜日及び木曜日

（使用許可の申請等）

第３条　条例第３条第１項の規定により使用の許可を受けようとする者は、地域生涯学習ルーム使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。申請した事項を変更しようとするときも同様とする。

２　前項の申請は、使用の日の３月前までのものについては、受理しない。

３　生涯学習ルームの使用を許可したときは、地域生涯学習ルーム使用許可書を交付する。

（使用許可を受けた者の遵守事項）

第４条　使用の許可を受けた者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　許可を受けた施設又は設備以外のものを使用しないこと。

（２）　所定の場所以外において、火気を使用しないこと。

（３）　許可を受けないで物品の販売をしないこと。

（４）　許可を受けないで壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。

（５）　生涯学習ルームへの入館者に対して次条に定める事項を守らせること。

（６）　管理上の必要な指示に従うこと。

（生涯学習ルーム内の禁止行為）

第５条　生涯学習ルーム内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　所定の場所以外において飲食又は喫煙すること。

（２）　騒音、放歌その他他人の迷惑となる行為をすること。

（３）　館内を不潔にすること。

（４）　管理上の指示に反する行為をすること。

（入館の制限等）

第６条　前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、生涯学習ルームへの入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

（様式）

第７条　この規則における書類の様式は、別に定める。

附　則

この規則は、平成９年９月23日から施行する。

附　則（平成17年７月25日教委規則第17号）

この規則は、東大阪市立地域生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例（平成17年東大阪市条例第66号）の施行の日から施行する。ただし、第６条の次に２条を加える改正規定（第８条第２項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月31日教委規則第９号）

1　この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第９号）の施行の日から施行する。

2　この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則（平成25年７月31日教委規則第12号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成25年８月１日から施行する。

附　則（平成26年１月16日教委規則第１号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和3年10月１日教委規則第25号）

この規則は、令和3年10月１日から施行する。

(8) 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱

(目的)

第1条　この要綱は、東大阪市立社会教育センターが主催する市民講座(前期・後期)の講師を広く市民より募集し、もって生涯学習社会の実現の一助とすることを目的とする。

(講師候補者の登録)

第2条　社会教育センター館長（以下、館長という。）は、生涯教育に理解と情熱をもち、かつすぐれた特技・教養等を有する者で、日常的に活動可能な者を市民講座講師候補者（以下「講師候補者」という。）として登録することができる。

(登録の対象及び範囲)

第3条　講師候補者の登録の対象及び範囲は、次の各号に定める要件をみたす者とし、次条に基づき館長が承認した者を講師候補者として登録し、講師候補者台帳に記載する。

(1) 原則として本市に居住または通勤・通学する者。

(2) 年齢１８才以上の者。

(登録の申請及び審査)

第4条　第２条の登録を希望する者は、登録申請書（様式１）に必要事項を記載の上、館長に申請するものとする。

２　　館長は、前項による申請を受けたときは、その内容を審査し、講師候補者として登録を承認した時は登録承認通知書（様式２）で、登録を不承認とした時は登録不承認通知書（様式３）により、申請者に通知する。

（登録内容の変更）

第５条　第３条の講師候補者は、提出した登録内容に変更が生じたときは、登録内容変更届（様式４）により当該変更した事項について、速やかに館長に届け出なければならない。

（登録の有効期間及び更新）

第６条　登録の有効期間は、原則として２年間とする。講師候補者は登録内容の変更の有無に関わらず、２年ごとの館長が指定する時期に登録更新届（様式５）を館長に提出し、登録を更新するものとする。

２　　前項の規定に関わらず、館長が必要と認めるときは、更新期間を短縮することができる。

（登録辞退の届出）

第７条　講師候補者は、登録を辞退するときは、館長に対し登録辞退届（様式６）を提出するものとする。

（講師候補者及び登録情報の抹消）

第８条　館長は、講師候補者が、次の各号のいずれかに該当するときは、講師候補者の登録及び登録情報を抹消することができる。

（１）　第６条の規定による更新手続きを行わなかった場合。

（２）　第７条の規定による登録辞退の届出があった場合。

（３）　不正な登録又は不正な行為があった場合。

（４）　登録情報に虚偽又は誤りがあった場合。

（５）　本要綱に違反した場合。

（６）　その他、館長が必要と認めた場合。

（講師の採用）

第９条　館長は、講師候補者の中から社会教育センターが主催する市民講座の講師として採用することができる。

（講師の職務内容）

第１０条　前条において採用された講師の職務は、当該講師の特技・教養等に基づいたもので、講演・実習指導等の学習形態をとるものとする。

（講師に対する報酬）

第１１条　講師としての活動は原則として無償とする。ただし、予算の範囲内で一定の謝礼金を支払うことができる。

（講師としての活動中の事故に対する補償）

第１２条　講師がその職務活動中に起こった事故等については、社会教育センター

が加入する傷害保険を適用するものとする。

（他の関係機関等との連携）

第１３条　この制度の実施にあたっては、関係機関等と密接な連携を保つものとする。また、「東大阪市生涯学習推進計画」の推進方策とも連携するものとする。

（情報の公開）

第１４条　この制度に係わる情報は公開を原則とし、市内に存する生涯学習関連施設に提供することができる。ただし、個人のプライバシーに関することはこの限りではない。

（実施上の留意事項）

第１５条　この制度は社会教育法に基づいて実施されるものであり、営利、宗教、政治等の関連が疑われることのないよう配慮されなければならない。

（実施細目）

第１６条　この要綱の実施について必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

附則

ごの要綱は、平成9年10月1日から施行する。

この要綱は、平成13年３月10日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

(9) 社会教育法（抜粋）

第5章　公民館

(目的)

第20条　公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条　公民館は、市町村が設置する。

2　前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

《改正》平18法050

3　公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条　公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

(1)　定期講座を開設すること。

(2)　討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

(3)　図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

(4)　体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

(5)　各種の団体、機関等の連絡を図ること。

(6)　その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

《改正》平11法087

(公民館の運営方針)

第23条　公民館は、次の行為を行ってはならない。

(1)　もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(2)　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2　市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2　文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

《改正》平11法160

2　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

《改正》平11法160

(公民館の設置)

第24条　市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条　削除

(公民館の職員)

第27条　公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2　館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3　主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条　市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

《1項削除》平11法087

(公民館の職員の研修)

第28条の2　第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条　公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

《改正》平11法087

2　公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条　市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

《改正》平11法087

《改正》平13法106

《２項削除》平11法087

2　前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

《改正》平11法087

第31条　法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあっては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

《改正》平11法087

(運営の状況に関する評価等)

第32条　公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《全改》平20法059

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2　公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

《追加》平20法059

(基金)

第33条　公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条　公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、特別会

計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条　国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条　削除

第37条　都道府県が地方自治法第232条の２の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

《改正》平11法160

第38条　国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

(1)　公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

(2)　公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

(3)　補助金交付の条件に違反したとき。

(4)　虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

《改正》平11法160

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条　公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあっては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2　前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

（罰則）

第41条　前条第１項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、１年以下の懲役若しくは禁錮又は３万円以下の罰金に処する。

（公民館類似施設）

第42条　公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2　前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

社会教育センター年報　第 40 号

（発　　行）

東大阪市立社会教育センター

〒５７７－００５６
東大阪市長堂一丁目１７番２９号
電話：０６－６７８９－４１００
FAX：０６－６７８９－５２１２
E-mail：shakyocenter@city.higashiosaka.lg.jp